

## 貯金規定新旧対比表

2022年4月1日適用

改 正 後	改 正 前
当座勘定規定	当座勘定規定
1～31. (省略)	1～31. (省略)
<b>32. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>	<b>32. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>
(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。	(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
①～② (省略)	①～② (省略)
③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が <u>貯金者等</u> に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が <u>貯金者等</u> の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。	③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が <u>貯金者</u> に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が <u>貯金者</u> の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
④ (省略)	④ (省略)
(2) (省略)	(2) (省略)
<b>33. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b>	<b>33. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b>
(1) (省略)	(1) (省略)
(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、 <u>貯金者等</u> は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。	(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、 <u>貯金者</u> は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
(3)～(5) (省略)	(3)～(5) (省略)
<b>34. 以下省略</b>	<b>34. 以下省略</b>
<b>【小切手用法】</b>	<b>【小切手用法】</b>
1～2. (省略)	1～2. (省略)
3. 小切手の振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。	3. 小切手の振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し (追加) 記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
4. (1) (省略)	4. (1) (省略)
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号 <u>を印字するほか、3桁ごとに「,」</u> を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。	(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号 (追加) を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、 <u>下表の文字一覧のとおり</u> 改ざんしにくい文	(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、 <u>壱、貳、参、拾など</u> 改ざんしにくい文字を

改 正 後	改 正 前																																																																																																				
<p>字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>7～8. (省略)</p>	<p>字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<b>(追加)</b></p> <p><b>(追加)</b></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<b>(追加)</b></p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。<b>(追加)</b></p> <p>7～8. (省略)</p>																																																																																																				
<p><b>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10px;"></td><td style="width: 10px; text-align: center;">1</td><td colspan="2" style="width: 20px; text-align: center;">2</td><td style="width: 10px; text-align: center;">3</td><td colspan="2" style="width: 20px; text-align: center;">4</td><td style="width: 10px; text-align: center;">5</td><td style="width: 10px; text-align: center;">6</td></tr> <tr> <td style="text-align: left;">漢数字</td><td style="text-align: center;">壹</td><td style="text-align: center;">壱</td><td style="text-align: center;">弐</td><td style="text-align: center;">弐</td><td style="text-align: center;">貳</td><td style="text-align: center;">貳</td><td style="text-align: center;">參</td><td style="text-align: center;">參</td><td style="text-align: center;">四</td><td style="text-align: center;">泗</td><td style="text-align: center;">肆</td><td style="text-align: center;">五</td><td style="text-align: center;">伍</td><td style="text-align: center;">六</td><td style="text-align: center;">陸</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10px;"></td><td style="width: 10px; text-align: center;">7</td><td style="width: 10px; text-align: center;">8</td><td style="width: 10px; text-align: center;">9</td><td style="width: 10px; text-align: center;">10</td><td style="width: 10px; text-align: center;">100</td><td style="width: 10px; text-align: center;">1,000</td><td style="width: 10px; text-align: center;">10,000</td></tr> <tr> <td style="text-align: left;">七</td><td style="text-align: center;">漆</td><td style="text-align: center;">質</td><td style="text-align: center;">八</td><td style="text-align: center;">捌</td><td style="text-align: center;">九</td><td style="text-align: center;">玖</td><td style="text-align: center;">拾</td><td style="text-align: center;">仕</td><td style="text-align: center;">百</td><td style="text-align: center;">陌</td><td style="text-align: center;">值</td><td style="text-align: center;">千</td><td style="text-align: center;">任</td><td style="text-align: center;">阡</td><td style="text-align: center;">万</td><td style="text-align: center;">萬</td></tr> </table> <p>〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億  <u>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</u></p>		1	2		3	4		5	6	漢数字	壹	壱	弐	弐	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸		7	8	9	10	100	1,000	10,000	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	值	千	任	阡	万	萬	<p><b>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10px;"></td><td style="width: 10px; text-align: center;">1</td><td colspan="2" style="width: 20px; text-align: center;">2</td><td style="width: 10px; text-align: center;">3</td><td colspan="2" style="width: 20px; text-align: center;">4</td><td style="width: 10px; text-align: center;">5</td><td style="width: 10px; text-align: center;">6</td></tr> <tr> <td style="text-align: left;">漢数字</td><td style="text-align: center;">壹</td><td style="text-align: center;">壱</td><td style="text-align: center;">弐</td><td style="text-align: center;">弐</td><td style="text-align: center;">貳</td><td style="text-align: center;">貳</td><td style="text-align: center;">參</td><td style="text-align: center;">參</td><td style="text-align: center;">四</td><td style="text-align: center;">泗</td><td style="text-align: center;">肆</td><td style="text-align: center;">五</td><td style="text-align: center;">伍</td><td style="text-align: center;">六</td><td style="text-align: center;">陸</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10px;"></td><td style="width: 10px; text-align: center;">7</td><td style="width: 10px; text-align: center;">8</td><td style="width: 10px; text-align: center;">9</td><td style="width: 10px; text-align: center;">10</td><td style="width: 10px; text-align: center;">100</td><td style="width: 10px; text-align: center;">1,000</td><td style="width: 10px; text-align: center;">10,000</td></tr> <tr> <td style="text-align: left;">七</td><td style="text-align: center;">漆</td><td style="text-align: center;">質</td><td style="text-align: center;">八</td><td style="text-align: center;">捌</td><td style="text-align: center;">九</td><td style="text-align: center;">玖</td><td style="text-align: center;">拾</td><td style="text-align: center;">仕</td><td style="text-align: center;">百</td><td style="text-align: center;">陌</td><td style="text-align: center;">值</td><td style="text-align: center;">千</td><td style="text-align: center;">任</td><td style="text-align: center;">阡</td><td style="text-align: center;">万</td><td style="text-align: center;">萬</td></tr> </table> <p>〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億  <u>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</u></p>		1	2		3	4		5	6	漢数字	壹	壱	弐	弐	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸		7	8	9	10	100	1,000	10,000	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	值	千	任	阡	万	萬
	1	2		3	4		5	6																																																																																													
漢数字	壹	壱	弐	弐	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸																																																																																						
	7	8	9	10	100	1,000	10,000																																																																																														
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	值	千	任	阡	万	萬																																																																																					
	1	2		3	4		5	6																																																																																													
漢数字	壹	壱	弐	弐	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸																																																																																						
	7	8	9	10	100	1,000	10,000																																																																																														
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	值	千	任	阡	万	萬																																																																																					
<p><b>【約束手形用法】</b></p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (1) (省略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」</u>を印字してください。      なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p><b>【約束手形用法】</b></p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (1) (省略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<b>※</b>、<b>★</b>などの終止符号<b>(追加)</b>を印字してください。      なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弐、貳、參、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<b>(追加)</b></p> <p><b>(追加)</b></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<b>(追加)</b></p>																																																																																																				

改 正 後	改 正 前																																																																																																																	
<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載が QR コード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>7～8. (省略)</p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1</td> <td colspan="2" style="width: 20%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3</td> <td colspan="2" style="width: 20%; text-align: center;">4</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">5</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">漢数字</td> <td style="text-align: center;">壹</td> <td style="text-align: center;">壱</td> <td style="text-align: center;">弐</td> <td style="text-align: center;">貳</td> <td style="text-align: center;">貳</td> <td style="text-align: center;">參</td> <td style="text-align: center;">參</td> <td style="text-align: center;">四</td> <td style="text-align: center;">泗</td> <td style="text-align: center;">肆</td> <td style="text-align: center;">五</td> <td style="text-align: center;">伍</td> <td style="text-align: center;">六</td> <td style="text-align: center;">陸</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">10,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">七</td> <td style="text-align: center;">漆</td> <td style="text-align: center;">質</td> <td style="text-align: center;">八</td> <td style="text-align: center;">捌</td> <td style="text-align: center;">九</td> <td style="text-align: center;">玖</td> <td style="text-align: center;">拾</td> <td style="text-align: center;">什</td> <td style="text-align: center;">百</td> <td style="text-align: center;">陌</td> <td style="text-align: center;">值</td> <td style="text-align: center;">壬</td> <td style="text-align: center;">任</td> <td style="text-align: center;">阡</td> <td style="text-align: center;">万</td> <td style="text-align: center;">萬</td> </tr> </table> <p>〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億</p> <p>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p> <p>【為替手形用法】</p> <p>1～4. (省略)</p> <p>5. (1) (省略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号<u>を印字するほか、3桁ごとに「,」</u>を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) 金額欄には、<u>第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>7～10. (省略)</p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1</td> <td colspan="2" style="width: 20%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3</td> <td colspan="2" style="width: 20%; text-align: center;">4</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">5</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">漢数字</td> <td style="text-align: center;">壹</td> <td style="text-align: center;">壱</td> <td style="text-align: center;">弐</td> <td style="text-align: center;">貳</td> <td style="text-align: center;">貳</td> <td style="text-align: center;">參</td> <td style="text-align: center;">參</td> <td style="text-align: center;">四</td> <td style="text-align: center;">泗</td> <td style="text-align: center;">肆</td> <td style="text-align: center;">五</td> <td style="text-align: center;">伍</td> <td style="text-align: center;">六</td> <td style="text-align: center;">陸</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">10,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">七</td> <td style="text-align: center;">漆</td> <td style="text-align: center;">質</td> <td style="text-align: center;">八</td> <td style="text-align: center;">捌</td> <td style="text-align: center;">九</td> <td style="text-align: center;">玖</td> <td style="text-align: center;">拾</td> <td style="text-align: center;">什</td> <td style="text-align: center;">百</td> <td style="text-align: center;">陌</td> <td style="text-align: center;">值</td> <td style="text-align: center;">壬</td> <td style="text-align: center;">任</td> <td style="text-align: center;">阡</td> <td style="text-align: center;">万</td> <td style="text-align: center;">萬</td> </tr> </table> <p>〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億</p>		1	2		3	4		5	6	漢数字	壹	壱	弐	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸		7	8	9	10	100		1,000	10,000								七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	值	壬	任	阡	万	萬		1	2		3	4		5	6	漢数字	壹	壱	弐	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸		7	8	9	10	100		1,000	10,000							七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	值	壬	任	阡	万	萬	<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。<u>（追加）</u></p> <p>7～8. (省略)</p> <p>(追加)</p> <p>【為替手形用法】</p> <p>1～4. (省略)</p> <p>5. (1) (省略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>※、★</u>などの終止符号（追加）を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、弐、貳、參、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。（追加）</p> <p>(追加)</p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。（追加）</p> <p>7～10. (省略)</p> <p>(追加)</p>
	1	2		3	4		5	6																																																																																																										
漢数字	壹	壱	弐	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸																																																																																																				
	7	8	9	10	100		1,000	10,000																																																																																																										
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	值	壬	任	阡	万	萬																																																																																																	
	1	2		3	4		5	6																																																																																																										
漢数字	壹	壱	弐	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸																																																																																																				
	7	8	9	10	100		1,000	10,000																																																																																																										
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	值	壬	任	阡	万	萬																																																																																																	

改 正 後	改 正 前
<u>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</u> 以 上	以 上
<b>普通貯金規定</b> 1~16. (省略)	<b>普通貯金規定</b> 1 ~16. (省略)
<p><b>17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<b>貯金者等</b>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<b>貯金者等</b>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><b>18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<b>貯金者等</b>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p> <p><b>19. 以下省略</b></p>	<p><b>17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<b>貯金者</b>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<b>貯金者</b>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><b>18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<b>貯金者</b>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p> <p><b>19. 以下省略</b></p>
<b>総合口座取引規定</b> 1 ~ 2. (省略)	<b>総合口座取引規定</b> 1 ~ 2. (省略)
<p><b>3. (取扱店の範囲)</b></p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 定期貯金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は<b>当店</b>で取扱います。ただし、2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。</p> <p><b>4~20. (省略)</b></p> <p><b>21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</b></p> <p>(1) (省略)</p>	<p><b>3. (取扱店の範囲)</b></p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 定期貯金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は<b>当店のみ</b>で取扱います。ただし、2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。</p> <p><b>4~20. (省略)</b></p> <p><b>21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</b></p> <p>(1) (省略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、<u>（削除）</u>ます。）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p>22. 以下省略 以 上</p>	<p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、<u>以下貯金者等といいます。</u>）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p>22. 以下省略 以 上</p>
<p style="text-align: center;"><b>普通貯金無利息型（決済用）規定</b></p> <p>1～16. （省略）</p> <p>17. （休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①～②（省略） ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④（省略） (2)（省略）</p> <p>18. （休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>(1)（省略） (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5)（省略）</p> <p>19. 以下省略 以 上</p>	<p style="text-align: center;"><b>普通貯金無利息型（決済用）規定</b></p> <p>1～16. （省略）</p> <p>17. （休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①～②（省略） ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④（省略） (2)（省略）</p> <p>18. （休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>(1)（省略） (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5)（省略）</p> <p>19. 以下省略 以 上</p>
<p style="text-align: center;"><b>総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</b></p> <p>1～2. （省略）</p> <p>3. （取扱店の範囲）</p> <p>(1)～(2)（省略） (3) 定期貯金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は<u>当店で</u>取扱います。ただし、2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。</p> <p>4. 以下省略</p>	<p style="text-align: center;"><b>総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</b></p> <p>1～2. （省略）</p> <p>3. （取扱店の範囲）</p> <p>(1)～(2)（省略） (3) 定期貯金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は<u>当店のみで</u>取扱います。ただし、2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。</p> <p>4. 以下省略</p>

改 正 後	改 正 前
以 上	以 上
<b>貯蓄貯金規定</b>	<b>貯蓄貯金規定</b>
1～17. (省略)	1～17. (省略)
18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①～② (省略) ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が <u>貯金者等</u> に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合 (1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が <u>貯金者等</u> の意思によらないで返送されたときを除く。) に限ります。 ④ (省略) (2) (省略)	18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①～② (省略) ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が <u>貯金者</u> に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が <u>貯金者</u> の意思によらないで返送されたときを除く。) に限ります。 ④ (省略) (2) (省略)
19. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) (省略) (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、 <u>貯金者等</u> は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) (省略)	19. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) (省略) (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、 <u>貯金者</u> は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) (省略)
20. 以下省略	20. 以下省略
以 上	以 上
<b>納税準備貯金規定</b>	<b>納税準備貯金規定</b>
1～17. (省略)	1～17. (省略)
18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①～② (省略) ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が <u>貯金者等</u> に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合 (1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が <u>貯金者等</u> の意思によらないで返送されたときを除く。) に限ります。 ④ (省略) (2) (省略)	18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①～② (省略) ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が <u>貯金者</u> に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が <u>貯金者</u> の意思によらないで返送されたときを除く。) に限ります。 ④ (省略) (2) (省略)
19. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) (省略)	19. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) (省略)

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p>	<p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p>
20. 以下省略 以 上	20. 以下省略 以 上
<b>出資予約貯金規定</b>	<b>出資予約貯金規定</b>
<p>1~15. (省略)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①~② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>1~15. (省略)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①~② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>
<p>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p>	<p>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p>
18. 以下省略 以 上	18. 以下省略 以 上
<b>スーパー定期貯金規定（単利型）</b>	<b>スーパー定期貯金規定（単利型）</b>
<p>1~15. (省略)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①~② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p>	<p>1~15. (省略)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①~② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第15条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p>	<p>④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第15条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p>
<p>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>
<p>18. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>18. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～14. (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第14条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこ</p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～14. (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第14条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>と。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤（省略）</p> <p>16.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>（3）～（5）（省略）</p> <p>17. 以下省略</p>	<p>と。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤（省略）</p> <p>16.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>（3）～（5）（省略）</p> <p>17. 以下省略</p>
以 上	以 上
自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）	自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）
<p>1～15.（省略）</p> <p>16.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>（1）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④（省略）</p> <p>（2）第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①（省略）</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第15条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤（省略）</p> <p>17.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求</p>	<p>1～15.（省略）</p> <p>16.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>（1）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④（省略）</p> <p>（2）第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①（省略）</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第15条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤（省略）</p> <p>17.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求</p>

改 正 後	改 正 前
<p>することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>18. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>18. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～14. (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第14条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p>16. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>17. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～14. (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第14条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p>16. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>17. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

改 正 後	改 正 前
<b>大口定期貯金規定</b>	<b>大口定期貯金規定</b>
1～14. (省略)	1～14. (省略)
<b>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>	<b>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>
(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①～② ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が <u>貯金者等</u> に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が <u>貯金者等</u> の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 ④省略  (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① (省略) ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第14条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が <u>貯金者等</u> に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が <u>貯金者等</u> の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 ③～⑤ (省略)	(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①～② ③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が <u>貯金者</u> に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が <u>貯金者</u> の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 ④ (省略)  (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ① (省略) ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第14条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が <u>貯金者</u> に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が <u>貯金者</u> の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 ③～⑤ (省略)
<b>16. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b>	<b>16. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b>
(1) (省略) (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、 <u>貯金者等</u> は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) (省略)	(1) (省略) (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、 <u>貯金者</u> は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) (省略)
17. 以下省略	17. 以下省略
以 上	以 上
<b>自動継続大口定期貯金規定</b>	<b>自動継続大口定期貯金規定</b>
1～14. (省略)	1～14. (省略)
<b>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>	<b>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>
(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①～② (省略)	(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①～② (省略)

改 正 後	改 正 前
<p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④（省略）</p> <p>（2）第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①（省略）</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤（省略）</p> <p>16.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>（3）～（5）（省略）</p> <p>17. 以下省略</p>	<p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④（省略）</p> <p>（2）第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①（省略）</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤（省略）</p> <p>16.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>（3）～（5）（省略）</p> <p>17. 以下省略</p>
以 上	以 上
期日指定定期貯金規定	期日指定定期貯金規定
<p>1～14.（省略）</p> <p>15.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>（1）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④（省略）</p> <p>（2）第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①（省略）</p>	<p>1～14.（省略）</p> <p>15.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>（1）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④（省略）</p> <p>（2）第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①（省略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<b>貯金者等</b>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<b>貯金者等</b>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤（省略）</p> <p><b>16.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</b></p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<b>貯金者等</b>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5)（省略）</p> <p><b>17. 以下省略</b></p>	<p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<b>貯金者</b>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<b>貯金者</b>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤（省略）</p> <p><b>16.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</b></p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<b>貯金者</b>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5)（省略）</p> <p><b>17. 以下省略</b></p>
以 上	以 上
<b>自動継続期日指定定期貯金規定</b>	<b>自動継続期日指定定期貯金規定</b>
<p><b>1～15.（省略）</b></p> <p><b>16.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<b>貯金者等</b>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<b>貯金者等</b>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④（省略）</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①（省略）</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第15条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<b>貯金者等</b>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<b>貯金者等</b>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤（省略）</p> <p><b>17.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</b></p>	<p><b>1～15.（省略）</b></p> <p><b>16.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<b>貯金者</b>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<b>貯金者</b>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④（省略）</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①（省略）</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第15条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<b>貯金者</b>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<b>貯金者</b>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤（省略）</p> <p><b>17.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p> <p>18. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p> <p>18. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<b>変動金利定期貯金規定（単利型）</b>	<b>変動金利定期貯金規定（単利型）</b>
<p>1~15. (省略)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①~② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第15条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③~⑤ (省略)</p> <p>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p> <p>18. 以下省略</p>	<p>1~15. (省略)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①~② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第15条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③~⑤ (省略)</p> <p>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p> <p>18. 以下省略</p>

改 正 後	改 正 前
以 上	以 上
<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定（複利型）</b></p> <p>1～15. (省略)</p> <p><b>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第15条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p><b>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p><b>18. 以下省略</b></p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定（複利型）</b></p> <p>1～15. (省略)</p> <p><b>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第15条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p><b>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p><b>18. 以下省略</b></p> <p style="text-align: center;">以 上</p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～15. (省略)</p> <p><b>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日を</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～15. (省略)</p> <p><b>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>いうものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第15条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) (省略) (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) (省略)</p> <p>18. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>いうものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第15条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) (省略) (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) (省略)</p> <p>18. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）	自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）
<p>1～15. (省略)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p>	<p>1～15. (省略)</p> <p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第15条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p>	<p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第15条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。 ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p>
<p>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>
<p>18. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>18. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<b>定期積金規定</b>	<b>定期積金規定</b>
<p>1～21. (省略)</p> <p>22. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。 ただし、当該通知が<u>積金契約者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>積金契約者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>1～21. (省略)</p> <p>22. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。 ただし、当該通知が<u>積金契約者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>積金契約者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>
<p>23. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、積金契約者等は、当組合を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>積金契約者等</u>は、当組合に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>23. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、積金契約者等は、当組合を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>積金契約者</u>は、当組合に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>

改 正 後	改 正 前
24. 以下省略 以上	24. 以下省略 以上
<b>積立式定期貯金規定</b> 1~15. (省略)	<b>積立式定期貯金規定</b> 1~15. (省略)
<p><b>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①~② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<b>貯金者等</b>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<b>貯金者等</b>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第15条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<b>貯金者等</b>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<b>貯金者等</b>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③~⑤ (省略)</p>	<p><b>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①~② (省略)</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<b>貯金者</b>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<b>貯金者</b>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日 A 第15条に掲げる異動事由 B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<b>貯金者</b>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<b>貯金者</b>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③~⑤ (省略)</p>
<p><b>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<b>貯金者等</b>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p>	<p><b>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<b>貯金者</b>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p>
18. 以下省略 以上	18. 以下省略 以上
<b>通知貯金規定</b> 1~14. (省略)	<b>通知貯金規定</b> 1~14. (省略)
<p><b>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日を</p>	<p><b>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>いうものとします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④（省略）</p> <p>（2）第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①（省略）</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤（省略）</p>	<p>いうものとします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④（省略）</p> <p>（2）第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①（省略）</p> <p>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤（省略）</p>
<p>16.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>（3）～（5）（省略）</p> <p>17. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>16.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>（3）～（5）（省略）</p> <p>17. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金（メリットツー）規定</p> <p>1～16.（省略）</p> <p>17.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>（1）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④（省略）</p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金（メリットツー）規定</p> <p>1～16.（省略）</p> <p>17.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>（1）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④（省略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>  A 第15条に掲げる異動事由</p> <p>  B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。   ただし、当該通知が<u>貯金者等</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者等</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p>	<p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>  A 第15条に掲げる異動事由</p> <p>  B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。   ただし、当該通知が<u>貯金者</u>に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が<u>貯金者</u>の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③～⑤ (省略)</p>
<p>18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者等</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、<u>貯金者</u>は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>
<p>19. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>19. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

(実施日)

この規定は、2022年4月1日から実施する。